

ICUは、重篤な状態の患者に対して、集中治療を行うための治療室。主に「病棟で重篤な状態となった患者」「救急患者のうち継続的な状態管理が必要な患者」「手術後に高度な状態管理が必要な患者」等を受け入れる。

専用の治療室と専任医師の常時勤務などの条件がある。平成26年改訂からは医師の経験年数や臨床工学技士の常時勤務などが必要となる管理料も設定された。

表 2-28 特定集中治療室管理料に関する構造設備基準

	特定集中治療室 管理料 1	特定集中治療室 管理料 2	特定集中治療室 管理料 3	特定集中治療室 管理料 4
算定単位	一般病棟の治療室			
必要室	専用の特定集中治療室	専用の特定集中治療室 広範囲熱傷特定集中治療管理の治療室	専用の特定集中治療室	専用の特定集中治療室 広範囲熱傷特定集中治療管理の治療室
病室面積	内法 20 m ² /床以上	内法 20 m ² /床以上 (広範囲熱傷特定集中治療)その他は管理料 1 に準じる	内法 15 m ² /床以上	内法 15 m ² /床以上 (広範囲熱傷特定集中治療)
必要機器	<ul style="list-style-type: none"> ・救急蘇生装置 ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・ポータブル X 線撮影装置 ・呼吸循環監視装置 (新生児用は上記に加えて、・経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置・酸素濃度測定装置 ・光線治療器)			
その他	自家発電装置を有している病院 治療室内はバイオクリーンルーム			

(平 26.3.5 保医発 0305 第 2)

トピックス

バイオクリーンルーム

Topics

バイオクリーンルーム (biological clean room) は、医療施設、医薬品、食品等の分野において、主に空気中の浮遊微生物を制御・管理したクリーンルーム。

診療報酬上は、「特定集中治療室管理料」「小児特定集中治療室管理料」「新生児特定集中治療室管理料」「母体・胎児集中治療室管理料」において用語が使用されているが、空気清浄度に関する仕様は示されていない。

特定機能病院の施設基準等に求められる「無菌状態の維持された病室」とは、厚労省通知 (平成 5 年 2 月 15 日 健政発 98 号) に「細菌が非常に少ない環境で診療を行うことができる病室」を意味し、「空気清浄度がクラス一万以下」の環境を想定しているものである。

無菌治療室管理加算では、空気清浄度を、ISO 基準クラスで定義し、「集中治療部設置のための指針」(表 2-29) では、ISO 基準クラスと NASA 基準クラス (Fed.Std.209E 基準) (平成 13 (2001) 年 11 月 29 日に廃止) を併記している。

一方、日本医療福祉設備協会による「病院空調設備の設計・管理指針」(HEAS-02-2013) では、清浄度クラス I ~ V という分類を用いている。これは ISO 基準や NASA 基準が工業用クリーンルームを対象とした規格であり、病院のように室内での作業内容が大きく変化したり、測定場所により異なる値となる可能性が高い場合の表示としては妥当ではないと考えられたためである。

各々の基準で、仕様規定の方法が異なり、単純な比較はできないが、医療施設設計の現場では、腎移植施設整備事業実施要綱や無菌治療室管理加算 (平成 22 年改正まで) 等の清浄度の条件に記載されていたため現在も NASA 基準クラスが比較的多く使用されている。

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による